

(1) 大気基準適用施設 施行令別表第1

号	施設種類	規模要件
1	焼結炉（銑鉄製造の用に供する焼結鋳を製造するもの）	原料の処理能力 1 t / 時以上
2	製鋼用電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供する物を除く。）	変圧器の定格容量 1,000kVA以上
3	亜鉛回収用（製鋼用電気炉から発生するばいじん、集じん機で集められたものからの亜鉛の回収に限る。）焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t / 時以上
4	アルミニウム合金の製造用（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉 原料の処理能力0.5 t / 時以上
		溶解炉 容量 1 t 以上
5	廃棄物焼却炉（焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、その合計）	火床面積0.5m ² 以上 又は焼却能力50kg / 時以上

(2) 大気排出基準（単位：ナノグラム-TEQ / m³N）

号	特定施設の種類の (大気基準適用施設)	排出基準		標準酸素濃度 On	
		新設施設	既存施設*1		
1	焼結炉	0.1	1	15	
2	製鋼用電気炉	0.5	5	Os	
3	亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉 および乾燥炉	1	10		
4	アルミニウム合金製造施設	1	5	12	
5	廃棄物焼却炉 (焼却能力が 一時間当たり 50kg 以上)	一時間当たり4トン以上	0.1		1
		一時間当たり2トン以上 4トン未満	1		5
		一時間当たり2トン未満	5	10	

*1 「既存施設」とは、平成12年1月15日に現に設置されている大気基準施設（設置工事がなされているものを含み、廃棄物焼却炉（火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）及び電気炉（平成9年12月2日以降に設置の工事が着手されたもの）を除く。）をいう。

酸素換算式（JIS K 0311 参照）

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 酸素の濃度 On における濃度 (0℃、101.32 kPa) (ng/m³)

On : 換算する酸素の濃度 (%)

Os : 排ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は Os=20 とする。) (%)

Cs : 排ガス中の実測濃度 (ng/m³)

(3) 水質基準対象施設 施行令別表第2

号	施設種類	備考
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設	イ 硫酸濃縮施設 ロ シロハサ分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン ¹ の製造の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉(火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力一時間当たり50kg以上)から発生するガスを処理する施設のうち右に掲げるもの及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。)又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	

17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾンの保護に関する法律施行令別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水、廃液又は汚水、廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

(4) 水質排出基準〔単位:ピコグラム-TEQ/L〕

特定施設の種類（水質基準適用施設）	排出基準
水質基準適用施設（全施設）	10